

○平成二十三年総務省告示第八十七号（インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電气的条件等を定める件） 新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第五号 無線設備を使用する専用通信回線設備等端末 第1～第3 (略)</p> <p>第4 無線設備規則第49条の6の9 <u>又は第49条の6の10</u>に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電气的条件等 1～10 (略)</p> <p>第5・6 (略)</p>	<p>別表第五号 無線設備を使用する専用通信回線設備等端末 第1～第3 (略)</p> <p>第4 無線設備規則第49条の6の9に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電气的条件等 1～10 (略)</p> <p>第5・6 (略)</p>